

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について保険料納付済期間として認めてほしいと主張しているところ、国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であったことから、当初、オンライン記録において納付済みとされていた申立期間の国民年金保険料が、A年金事務所において、平成 23 年 7 月に還付決議がなされていることが確認できる。

しかしながら、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことは、申立人自身が所持する領収証書から明らかである上、当該期間が、国民年金に未加入であったことは、申立人が保険料を納付してから既に 30 年以上が経過してから確認されたことなどを踏まえると、申立人の国民年金への受給期待権は尊重されるに値するものと考えられ、被保険者となり得ないことを理由に申立期間の被保険者資格を認めず納付済期間としないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和60年2月は17万円、同年3月及び同年4月は16万円、同年5月から同年9月までは17万円、同年10月から61年9月までは14万2,000円、平成2年10月から3年10月までは20万円、同年11月から5年4月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年6月20日から平成5年5月1日まで  
A社に勤務した期間の標準報酬月額が、給与明細書の報酬月額よりも低額になっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和60年2月は17万円、同年3月及び同年4月は16万円、同年5月から同年9月までは17万円、同年10月から61年2月までは14万2,000円、平成5年1月から同年4月までは38万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和61年3月から同年9月までに係る標準報

酬月額については、前述の給与明細書において 60 年 2 月以降の厚生年金保険料の控除が同額となっており、標準報酬月額が改定されている 61 年 10 月より前の期間においても保険料控除額が同額であったと推認されることから、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

さらに、申立人から提出された年末調整一覧及び給与総括表から確認できる報酬月額及び社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額により、申立期間のうち、平成 3 年 1 月から同年 10 月までは 20 万円、同年 11 月から 4 年 12 月までは 38 万円に訂正することが妥当である。

加えて、申立期間のうち、平成 2 年 10 月から同年 12 月までに係る標準報酬月額については、前述の年末調整一覧における前後の厚生年金保険料控除の状況から、20 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月から 60 年 1 月までについては、申立人から提出された給与明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、当該期間は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 58 年 6 月から 59 年 7 月までの期間及び 61 年 10 月から平成 2 年 9 月までの期間については、給与額や厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書、賃金台帳等が保管されておらず、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人の申立期間のうち、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書及び年末調整一覧等において認められる保険料控除額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日は12万円、同年12月19日は17万1,000円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間③から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月11日及び19年8月11日は13万4,000円、同年12月19日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間⑥の標準報酬月額については、当該期間のうち、平成16年9月から17年2月までは19万円、同年3月は20万円、同年4月は19万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月及び同年8月は19万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑦の標準報酬月額については、事後訂正の結果20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成19年9月から同年11月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間⑥及び⑦における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 11 日  
② 平成 15 年 12 月 19 日  
③ 平成 18 年 8 月 11 日  
④ 平成 19 年 8 月 11 日  
⑤ 平成 19 年 12 月 19 日  
⑥ 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで  
⑦ 平成 19 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A 社における申立期間①から⑤までの賞与 5 回分について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業主が当初、当該賞与に係る届出を行っていなかったため、年金額に反映されていない。当該期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を認めてほしい。

また、申立期間⑥及び⑦の標準報酬月額が、当時の実際の報酬月額である約 19 万円に比べて低くなっているため、記録を訂正してほしい。

## 第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人が保有する A 社における賞与明細書により、申立人は、平成 15 年 8 月 11 日及び同年 12 月 19 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人が保有する賞与明細書により、申立期間①は 12 万円、申立期間②は 17 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人

に係る当該申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の当該事業所における申立期間③から⑤までの厚生年金保険の標準賞与額について、同事業所は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成22年1月28日付けで年金事務所に提出し、これに基づき年金事務所において当該期間の標準賞与額が、申立期間③及び④は13万5,000円、申立期間⑤は15万1,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間③から⑤までの年金記録の確認を求めているものであるが、申立人が保有する賞与明細書により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、前述のとおり、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、申立人が保有する賞与明細書により、前述の記録を取り消し、平成18年8月11日及び19年8月11日は13万4,000円、同年12月19日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③から⑤までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立人は、A社における申立期間⑥の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の変動のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額の変動のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が保有する給料明細書により、申立期間⑥のう

ち、平成 16 年 9 月、同年 10 月及び同年 12 月から 17 年 2 月までは 19 万円、同年 3 月は 20 万円、同年 4 月は 19 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 20 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 19 万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間⑥のうち平成 16 年 11 月については、給料明細書は提出されていないものの、前後の期間の給料明細書において報酬月額に基づく標準報酬月額及び保険料控除額が同額であることが確認でき、同年 11 月についても同額の保険料が控除されていたと認められることから、19 万円に訂正することが妥当と認められる。

なお、申立期間⑥に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、当該期間について全期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の当該事業所における申立期間⑦の標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、同事業所は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に係る訂正届を年金事務所に平成 22 年 1 月 28 日付けで提出し、これに基づき、年金事務所において当該期間の標準報酬月額は 20 万円と記録されている。しかしながら、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

一方、前述のとおり、特例法に基づき、標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、申立人が保有する給料明細書により、前述の記録を取り消し、19 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間⑦に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、オンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが確認できることから、その

結果、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成16年8月及び同年10月から17年3月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年8月1日から23年1月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円、21年4月から同年6月まで、及び22年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該事業所における標準報酬月額に係る記録を21年8月は30万円、同年9月から22年12月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月1日から23年1月1日まで

A社に勤務した申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額が、当時の実際の報酬月額と比較して低額になっている。申立期間の標準報酬月額を実際に支払われていた給与に相当する記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成12年8月1日から23年1月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間について

は、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成12年8月1日から21年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、同年8月1日から23年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

2 厚生年金特例法を適用する期間について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち平成16年8月及び同年10月から17年3月までに係る標準報酬月額については、申立人が保有していた給料支払明細書及びA社から提出された賃金台帳において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、30万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所（当時）に対して、オンライン記録どおりの厚生年金保険料を納付していたと回答していることから、事業主は、給料支払明細書及び賃金台帳で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、厚生年金特例法を適用する期間のうち、平成12年8月から16年5月まで及び17年4月から21年7月までについては、報酬月額に基づく標準報酬月額又は保険料控除額に基づく標準報酬月額のいずれかがオンライン記録上の標準報酬月額より低額あるいは一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、平成16年6月、同年7月及び同年9月については、給料支払

明細書等の資料が無い場合、当該期間に係る報酬月額を確認又は推認することができない。

このほか、当該期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成 12 年 8 月から 16 年 7 月まで、同年 9 月及び 17 年 4 月から 21 年 7 月までについては、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 厚生年金保険法を適用する期間について、平成 21 年 8 月 1 日から 23 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、26 万円と記録されている。

しかし、前述の給料支払明細書及び賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 30 万円、21 年 4 月から同年 6 月まで、及び 22 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認又は推認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 21 年 8 月は 30 万円、同年 9 月から 22 年 12 月までは 32 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和36年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和29年にA社に入社後、平成5年に退職するまで同社グループの会社において継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が漏れている。継続して加入しているはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の具体的証言、並びに同僚が保有しているD社設立の挨拶状等から判断すると、申立人は昭和29年にA社に入社し、その後、同社のグループ会社のD社に異動したものの、申立期間を含め平成5年に退職するまでは継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C支店からD社への異動日については、雇用保険の記録により、D社に昭和36年7月1日から勤務したことが確認できること、及びA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同年7月1日からD社が厚生年金保険の適用事業所となる同年12月1日までの期間については、A社本社において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る

昭和 36 年 5 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和 36 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 7 月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、母が国民年金の加入手続を行い、口座振替で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいけない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、口座振替により保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、A市がB年金事務所を確認したところによれば、申立人の手帳記号番号はB社会保険事務所（当時）から平成 3 年 3 月に、まとめて同市に払い出された番号の一つであるとしている。

また、申立人から、昭和 62 年頃の加入手続時にA市から年金手帳が送付された封筒が存在するとして、その封筒の写しが提出されたが、それには「国民年金手帳在中」と記載されているものの、当該封筒の消印は、平成 3 年 4 月であり、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったのは同年 3 月ないし同年 4 月頃であったと推認され、その時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成 2 年 8 月から 3 年 3 月までの保険料は、C村で 4 年 9 月に過年度納付されており、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立人の母親は、申立人の国民年金加入手続はA市役所D出張所において行ったと申述しているが、同市では、当時、国民年金の加入手続は全て同市役所本庁舎で行っており、同市管内の出張所では行っていなかったと回答している。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から60年9月まで

申立期間の国民年金保険料については、父が加入手続を行い、町内の集金人に保険料を納付していたことを覚えている。最初の年金手帳は火災で焼失した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和60年10月であり、この時点では、申立期間のうち一部の期間については時効により保険料を納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立期間の保険料はA市の国民年金被保険者名簿においても未納とされており、記載内容に不自然な点はうかがえない。

さらに、申立人は、その父親が定期的に町内の集金人に申立期間前後の保険料を納付したと申述しているが、オンライン記録によれば昭和60年10月から61年3月までの保険料については過年度納付されており、通常、集金人等が保険料を徴収する納付組織では、過年度保険料を取り扱うことはできず、申立人の申述とは整合しない。

加えて、申立期間のうち昭和58年7月から60年3月までの保険料については過年度保険料となり、通常、集金人等が保険料を徴収する納付組織では、過年度保険料を取り扱うことはできない上、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、その父親も既に他界しているため、

申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から56年3月まで

申立期間の国民年金については、母が加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。年金手帳の「初めて被保険者となった日」も昭和52年4月となっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずであり、年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」も昭和52年4月となっていると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、58年8月に払い出されていることが確認でき、この時点で52年4月まで遡って被保険者資格を取得しているものと推認できることから、当該年金手帳の被保険者資格取得年月日をもって保険料を納付したとは認め難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和58年8月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の加入状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月から46年3月まで

19歳から実家のA店で両親と一緒に働き始めた。両親は国民年金保険料をきちんと納付しているのので、私の保険料も一緒に納付していたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親と一緒に実家のA店で働いており、両親は国民年金保険料をきちんと納付しているのので、申立人の保険料も一緒に納付していたと思うと申述しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和46年4月に払い出されており、オンライン記録によると、国民年金被保険者資格取得年月日が同年4月になっていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の加入状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から50年1月まで  
申立期間の国民年金については、父が加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料の納付をしていたはずであると主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、オンライン記録によると、平成9年1月の基礎年金番号導入後に、厚生年金保険の手帳記号番号を基礎年金番号として、13年11月に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の加入状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 1 日から 55 年 10 月 31 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給を受けていた給与より低額となっている。申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、同社は既に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立人に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡及して引き下げられた形跡は確認できない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 1 日から 18 年 4 月 4 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が申立期間前の標準報酬月額よりも大幅に低く記録されている。給与は減額された記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額について調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社における標準報酬月額の記録が、平成 16 年 9 月 1 日の月額変更により 62 万円に変更されているところ、その 10 か月後の 17 年 7 月 1 日の月額変更により、18 年 4 月 4 日（厚生年金保険被保険者資格喪失日）までの間が 41 万円に減額されているが、給与に著しい変化は無かったとして申し立てている。

しかしながら、申立人から提出された給与支給明細書（平成 17 年 6 月から同年 11 月まで）及び事業主から提出された賃金台帳（15 年 1 月から 18 年 4 月まで）によると、申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（41 万円）と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、当該事業所が加入している B 厚生年金基金における申立人の標準報酬月額の記録もオンライン記録と一致しており、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人の標準報酬月額が平成 17 年 7 月 1 日から 41 万円に変更されていることについて、当該事業所の担当者は「申立人の給与については、平成 17 年 3 月まで支給されていた特別手当が同年 4 月から支給されなくなっていること、及び加給金支給額が減ったことにより総支給額が減

少しのためである。」と回答している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 群馬厚生年金 事案 1426 (事案 1079 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 27 日から 63 年 5 月 1 日まで  
ねんきん定期便により、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間である解雇期間については、和解により、解雇が取り消されて勤務期間として認められている上、申立期間に係る保険料も納付済みであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

本申立てについては、i) 申立人が主張する勤務期間は従業員組合との和解合意書により認められたものであって、当該事業所の申立期間に係る勤務実態は認められないこと、ii) 事業所が申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届を取り消し、保険料の還付を受けていること、iii) 申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できないこと等から、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、厚生年金保険料の控除に関する新たな資料を提出していないものの、上述の当委員会の審議結果に納得できないとして、再申立てを行ったものである。

しかしながら、申立人から、申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する新たな資料の提出は無い上、関係者からの新たな証言、資料も得られず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

いことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。